



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑤

備付書類の閲覧請求の手続きについて

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません。(宗教法人法第25条3項)

前号(603号)では、上記の正当な利益や、不当な目的とは何なのかについて述べました。そして、正当な利益や不当な目的があるかないかの判断は一次的には、宗教法人自身で決めることになります。何らかの理由があって宗教法人から閲覧を拒否された信者その他の利害関係人は裁判所に訴えることができますから、二次的な判断は裁判所が行うということになります。

宗教法人は裁判所へ訴えられることも覚悟しながら、閲覧させるかどうかの判断をしなければなりません。

閲覧請求者が、現にどのような利害関係を有するものかを具体的に勘案して、閲覧に関する内部規則があるときはそれに基づき、閲覧に係る書類ごとに、書類によってはその一部分ごとに、閲覧することに正当な利益などがあるかどうかを判断します。

閲覧の手続きについては、法律に規定がありません。徒に紛争を拡大させないためにも、宗教法人規則の施行細則で定めておくとういと思います。尚、これらは責任役員会等で決めることになります。

ここに施行細則の例と申請書の例を提示しておきます。

(施行細則の例)

宗教法人「〇〇寺」備付書類の閲覧請求に関する細則

- 第1条 当法人の備付書類等の閲覧をしようとする者は、文書をもって申請しなければならない。
- 第2条 前項の申請人は、申請書に署名及び押印し、信者その他の利害関係人であることを証明しなければならない。
- 第3条 申請書には、閲覧の目的を明示しなければならない。
- 第4条 申請人は、当法人から請求があったときは、その身分を証明する書類その他必要な書類を提示しなければならない。
- 附則 この細則は平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(申請書の例)

平成〇〇年〇月〇日

宗教法人「〇〇寺」
代表役員 〇〇〇〇殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 氏
電話 000-000-0000

宗教法人事務所備付書類等の閲覧請求

このたび、私は下記の理由により、貴宗教法人の書類を閲覧したいので申請します。

記

- 1、 当法人との関係(信者その他の利害関係人であることを具体的に記載する)
- 2、 閲覧請求の目的・理由(具体的に記入する)
- 3、 閲覧を請求する書類(書類の名称)

以 上

次号では、備付書類の所轄庁への提出について述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修